附則第十二条の三第一項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの　新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの　新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第百四十七条第一項第一号イの項中「第百四十七条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第百四十七条第一項第一号ロの項中「第百四十七条第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号イの項中「第百四十七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ロの項中「第百四十七条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ハ(1)の項中「第百四十七条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ハ(2)の項中「第百四十七条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第百四十七条第一項第三号イの項中「第百四十七条第一項第三号イ」を「第一項第三号イ」に改め、同表第百四十七条第一項第三号イ(2)の項中「第百四十七条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第百四十七条第一項第三号ロの項中「第百四十七条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第四号の項中「第百四十七条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第百四十七条第二項第一号の項中「第百四十七条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第百四十七条第二項第二号の項中「第百四十七条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、附則第十二条の三第二項を次のように改める。

2　前項の規定の適用がある場合における第百四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	前二項	前二項（附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四項	前三項	第一項及び第二項（これらの規定を附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに前項
第五項	前各項	同項及び第二項（これらの規定を附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに前二項

附則第十二条の三第三項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第四号中「この条」を「この項及び次項」に、「以下この号」を「次項」に、「平成二十七年度以降」を「平成三十二年度以降」に、「(次項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十」を「に百分の百十」に改め、かつ平成三十二年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上」を削り、同項の表第百四十七条第一項第一号イの項中「第百四十七条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第百四十七条第一項第一号ロの項中「第百四十七条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号イの項中「第百四十七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ロの項中「第百四十七条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ハ(1)の項中「第百四十七条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ハ(2)の項中「第百四十七条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第百四十七条第一項第三号イの項中「第百四十七条第一項第三号イ」を「第一項第三号イ」に改め、同表第百四十七条第一項第三号イ(2)の項中「第百四十七条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第百四十七条第一項第三号ロの項中「第百四十七条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第四号の項中「第百四十七条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第百四十七条第二項第一号の項中「第百四十七条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第百四十七条第二項第二号の項中「第百四十七条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同条第四項中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第百四十七条第一項第一号イの項中「第百四十七条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第百四十七条第一項第一号ロの項中「第百四十七条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号イの項中「第百四十七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ロの項中「第百四十七条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ハ(1)の項中「第百四十七条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ハ(2)の項中「第百四十七条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第百四十七条第一項第三号イの項中「第百四十七条第一項第三号イ」を「第一項第三号イ」に改め、同表第百四十七条第一項第三号イ(1)の項中「第百四十七条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第百四十七条第一項第三号イ(2)の項中「第百四十七条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第百四十七条第一項第三号ロの項中「第百四十七条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第四号の項中「第百四十七条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第百四十七条第二項第一号の項中「第百四十七条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第百四十七条第二項第二号の項中「第百四十七条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、附則第十二条の三第二項を次のように改める。

2　前項の規定の適用がある場合における第百四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	前項	前項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）
	同項各号	前項各号
第三項	前二項	同項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項